

「北杜の自然を未来につなぐ ^{あした}ころぼっくる会議」世話人 森井雅子

【北杜市とは】

人口 約4万5千人

山梨県の最北端に位置し、北は八ヶ岳中信高原国立公園、東に秩父多摩甲斐国立公園、西には南アルプス国立公園を有し、南には富士山を望むことができる日本有数の貴重な山岳景観に恵まれた地域。五つの日本百名山、三つの名水百選を抱え、湧水地区も多い。市の約76%が森林に覆われ、高原地帯の冷涼な気候と美しく豊かな自然環境が人々を魅了。移住人気日本一となることも多い。

【北杜市の現状】

2012年施行の「FIT法」により、次々と森林が伐採され、いたるところで森は剥き出しの更地となり、瞬く間にずらりと並び太陽光パネルで埋め尽くされ、自然環境、生活環境は激変し、地域コミュニティに大きな影響が出ている。メガソーラーは少ないが、規制を逃れるための50kw以下(49.5kw)が多数を占める。FIT法改正以前の認定件数は5千件だったので、まさに人口比で10人に1つ発電所を持つ状況。

【太陽光発電設備認定及び導入件数】

2014年 302件(導入)

2017年3月末 認定/4996件(内50kw未満4900件)
導入/1468件(内50kw未満1415件)

FIT法改正により失効分を反映

2017年9月末 認定/2813件(内50kw未満2728件)
導入/1567件(内50kw未満1511件)

2018年8月 認定/2125件 9月末/認定/2167件と増加気味

以上のように北杜市の特徴は50kw未満の低圧がほとんど。50kw未満が多い理由は、50kw未満にすれば、一般用電気工作物となり電気事業法上の厳しい保安規定を免れることができるために、意図的に分割をして認定を受けたものも多い。本来ならば500kwの高圧となるものを、50kw未満を11件に分割して簡単に設置するといういわゆる分割案件というものも多数設置されている。2014年4月からの新規認定では原則禁止となったが、それ以前に取得された認定が多数ある。また、禁止以降の認定であっても、巧みに分割案件と見做されないような方法をとっている事業者が多くある。

※“再エネ”普及のためという名目で100を超える従来の規制が外された。建築基準法やアセス、工場立地法、農地法、森林法など以外にも、電気事業法施行規則も改定され、電気主任技術者の選定、保安規定の作成も必要としない「一般用電気工作物」に区分けされる設備の出力規模が従来の20kw未満から50kw未満へと緩和。また、工事計画の届け出も500kw以上から2000kw以上に緩和された。

北杜市は人口の少ない地域であるためにもともと送電容量が少なく、この急激な太陽光の増加には追い付かず、2014年夏には高圧での送電容量がいっぱいになった。50kw以上の高圧の事業と50kw未満でも複数分割案件については、現在電力会社への接続が保留されている。この状態を解消するために東京電力は、送電容量を増やすために事業者が工事費を共同負担する形で送電線の張り替え工事を決定した（甲信幹線増強工事）。2019年夏ごろには工事が終了し、これまで保留となっていた設備の連系が可能となり、一斉に設置工事が始まると考えられ、住民の大きな不安材料となっている。

【北杜市に太陽光発電が多く乱立した理由】

前提として「FIT法」により“大儲け”ができる金融商品であること。

- 北杜市は2006年から5年間、NEDOの委託事業として「メガソーラー実証研究」を誘致し、“再エネ”事業に積極的な姿勢。
- 日照時間が日本一かつ夏でも高温にならない（太陽光発電は気温30度以上になると発電効率が落ちる）気象条件。
- 自治体の規制が緩い
- 太陽光発電は設備利用率が10%台と悪いので、発電量を確保するには広大な敷地を必要とする。中山間地は土地が安く、農林業を蔑ろにする政策、そして高齢化や後継者がいないことなどで、管理が行き届かない森林、遊休農地、耕作放棄地が多くある。
- 近隣住民への十分な説明がないまま、突然ブルドーザーが入り工事が始まるため、住民が疑問を唱える機会がない。

【北杜市で実際に起きていること】

その結果、周囲の影響などへの配慮もなく、「北杜は事業がやり易い」と、全国から事業者が集まっている。建築基準法の適用もないため、家から10センチしか離れていない場所にパネルが敷き詰められる。それも突然木々の伐採が始まり、住民は「明日から工事を始める」と告げられる状況に直面する。売電価格が下がった今でも毎日のように、「困っている土地、ありませんか」というチラシが入ってくる。そして、杜撰な設置工事が多発（傾斜地への単管パイプ、ドラム缶が土台のものなど）している。設置後は無人で放置され、雑草が繁茂し、パネルが損傷しても気付くことができない。トラブルや事故が起きても、標識もないために事業者の名前や連絡先を住民は知らず通報もできない。以下、具体的な影響。

- 地域での森林資源、集水域、農地（社会共通財産）の喪失
- 水害（杜撰なパネル設置により水があふれ、家屋が使えない状態、土砂により田畑が埋没）
- 財産価値の低下（近くにパネルを設置された家は売れない。売ってパネルの被害から逃げることもできない）
- 地下水の汚染
- 保水機能の低下によって気候変動を緩和する機能を失う。
- 土壌作用の喪失
- 見慣れた景観・眺望の激変
- ヒートスポットができる
- 住民との軋轢が多発

2017年4月の「FIT法」の改正により標識の設置が義務付けられ、1年間の猶予期間（2018年3月末）が過ぎたが、フェンス及び標識を法定基準で設置している事例は、北杜市内では3割を切っている。

北杜市はそのほとんどが傾斜地。高原の森林を伐採し、太陽光パネルを並べることは土砂災害の危険が増大し、住民の安全、災害防止の観点からも大きな危険を孕んでいる。

太陽光パネルといえども発電所であり、住宅地の真ん中や、近接して設置されることにより、生活環境の悪化、健康被害などが発生し、市内では裁判も一件起きている。

※今年起きた西日本豪雨および台風 21 号、北海道東部地震での太陽光発電設備の事故件数は 41 件（エネ庁）。以前にも竜巻突風などでパネルが飛散した事例も多い。架台もろとも飛散も起きているが、電気事業法の技術基準 J I S 規格がまったく守られておらず、強度が保てていない。また強度計算も行われていない中での杜撰な設置により、事故が引き起こされているのが実態。

【北杜市の規制の現状】

2014 年 9 月 「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」作成

- ・届け出
- ・地区住民への事業内容の周知
- ・土砂流出、水害の防止
- ・環境との共生
- ・フェンス設置、表示

全て努力義務で法的拘束力はなく、実効性が乏しかった。2017 年「FIT 法」改正に合わせ、若干修正。

2015 年 11 月 山梨県が「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」発表

※外部から評価された内容。しかし、ガイドラインのため、こちらでも法的拘束力なし。

2016 年 3 月 「北杜市景観条例」に事業用太陽光発電設備を「工作物」に追加、届け出を義務付け。高さやセットバック等数値を示さず「できる限り」という規定のため、実効性を担保できず。

2017 年 6 月 市議会に議員有志による「太陽光発電設備に関する条例」が発議され、特別委員会が設置された。しかし、市民への周知が十分でなかったこともあり、審議未了で制定に至らず。特別委員会最終日に市側が「市民、議会、事業者、学識経験者を交えた組織を立ち上げる」と発表。

2017 年 9 月 「太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会」が発足。公募の市民委員 7 名、事業者 3 社、議員 6 名、弁護士等学識経験者 4 名、合計 20 名による委員会がスタート。

2018 年 10 月 上記委員会での 10 回におよぶ審議の結果、市長に条例の骨子となる「提言書」が提出された。骨子としては、許可制とする、禁止区域の設定、計画段階による住民説明会の義務化、セットバック、パネルの高さ制限など、かなり厳しい内容となった。

「FIT 法」が改正され、各自治体の条例遵守も盛り込まれ、悪質なケースは認定取り消しの対象となったが、「不適切案件」は 2018 年 8 月末時点で、延べ 223 件。内、自治体からは 24 件。多くが法令・条例違反、地元との調整に関する内容。しかし、実効的な指導による改善、認定取り消しに至ったケースはあるのだろうか疑問。

添付書類等も書類審査で、実際の確認は行われない。そのため、北杜市のメガ計画では、共有林のため 1 人でも地権者が反対すれば敷地の賃貸契約はできないはずが、認定を受けているケースがある。改正により、「設備認定」から「事業計画」の認定になったため、事業計画を 2017 年 9 月 30 日までに提出しなければならなかったが、過ぎても失効とはならない。

フェンスの設置と標識が義務化されたが、北杜市では基準通り順守しているのは僅か。いまだに誰が事業主か分からない状態が続いている。

【北杜市の住民の動き】

規制法令もなく、情報の把握・共有が難しいなか、事業が先行し、次々と造られている。今も現に各地区で困っている住民がいる。被害も受けているが有効な手段がなく、解決にはさまざまな困難が伴っている。

その中でも、

- 地区全体が反対の意思を表明し、事業の撤回に持ち込んだケース（有名な観光名所でもある大滝湧水近くのメガソーラー）
- 地区の住民が結束し、設置後にパネルを撤去させた例。
- 自治会で取り組み、規模を縮小させ、住民安全協定を結んだケース。
- その他、計画の撤回や条例を求めた署名活動なども行われた。

【太陽光発電への疑問】

- エネルギーが「再生」しないことは熱力学第2法則の理論的帰結なので、“再生可能エネルギー”というのはいり得ない。
- 太陽光発電は原発の代わりにもならない、火力の代わりにもならない（エネルギー自身が認めている）
- “再エネ”はクリーンでもなく、省エネにもならない。
- 発電密度が極端に悪く、独立したエネルギー源にはなり得ない。
- 二酸化炭素の発生そのものが地球温暖化の要因であるかについては、様々な議論がある。
- 太陽光発電、風力発電は、火力発電よりも、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量は多い。
- 設備利用率は10～15%程度なので広大な面積が破壊される。すでに届け出出力の2倍近い過積載が横行。
- ソーラー発電は、発電密度がLNG火力の1/40(中部電力の試算だと1/2000)とひどく悪いので、大規模な自然破壊をしても、わずかな電力しか生み出せない。
- 太陽光パネルの製造には海外の鉱物資源が多用され、国産資源で賄えるものはほとんどない。海外での公害も生み出されている。設備の工業製品の生産に多くの化石燃料が使われている。
- 自然環境、生活環境を破壊されている人からも、企業の儲けとして強制的に電気料金が徴収されている。
- 市民電力のように市民が事業主になっても、現在の送電の在り方から地産地消はできない(2020年の送発電分離でも資本分離にはならない予想)。「FIT法」による売電に頼るのであれば、犠牲の上に成り立つエネルギーになる。
- 100%“再エネ”の電気はありえず、火力も原発も混じる。
- パネルの廃棄が現実的ではなく、そのまま地域に残される可能性が高い。既に不法投棄が始まっており、メーカーが含有金属の種類を明らかにしないので処分場も受け入れを拒否している。管理型処分場が足りるのかも不明。
- 豪雨、台風で太陽光設備の破壊、パネルの飛散を防げず、危険性が増している。発火、火災の際の完全消火は困難。電源から離れても感電する。重金属の流失を防ぐために破損したパネルは隔離保存しなければならない。
- 修復不可能に近い、体験したことのない地形の破壊—自然災害を引き起こす。

FIT法成立前後は、日本のパネルメーカーが世界のシェアの多くを占めており、高額な国産パネルを使用していたので、普及拡大が予定されていたので、世界一の買取価格に設定された。しかし、すぐに安価な中国産に抜かれてしまった。日本での事業者も多くが中国産パネルを使用している。急激な

パネルの価格破壊により、大手メーカーの京セラやシャープまでも巨額の損失を計上している。

経産省は国民負担を抑えるために市場原理を導入し、2000kw以上のメガソーラーの買取に入札制度を取り入れたが、応札してきた企業の多くは海外資本だった。北杜市での事業者を調べてみても、市外企業が市内企業の3倍も多かった。「FIT法」の目的は既に破たんしており、「国富」が流出している状況なのではないだろうか。

そもそも、現在電気は余っており、大企業では自家発電の用意もあり、その状況の中で多くの資源を大量消費して、生きとし生けるものの生存基盤である自然環境を破壊し、生活環境への大きな影響をもたらす効率の悪い電気エネルギー（2017年12月末時点で認定容量9千万kw以上）を作る必要があるのだろうか？より良い環境を享受する権利、未来の子どもたちがそれを受け継ぐ権利より、高い価値を持っているのだろうか？、上記の疑問も含めて、ぜひ今回の意見交換の場でご教授いただければ有り難い。